

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（管理業務主任者証の記載事項） 第七十四条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>（削る） 一 三 （略） 2 （略）</p> <p>別記様式第二十二号（第七十四条関係）</p> <p>（裏 略）</p>	<p>（管理業務主任者証の記載事項） 第七十四条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 管理業務主任者の住所 二 四 （略） 2 （略）</p> <p>別記様式第二十二号（第七十四条関係）</p> <p>（裏 略）</p>